

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 7 月 11 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第79号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則
かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定員及び病床数） 第 3 条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第10項の施設入所支援に係るものにあつては40人とし、同条第12項の自立訓練に係るものにあつては56人とし、<u>同条第14項</u>の就労移行支援に係るものにあつては24人とする。 2～5 略	（定員及び病床数） 第 3 条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第10項の施設入所支援に係るものにあつては40人とし、同条第12項の自立訓練に係るものにあつては56人とし、<u>同条第13項</u>の就労移行支援に係るものにあつては24人とする。 2～5 略

附 則
この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。